

第5期（平成28～29年度）第2回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成28年8月17日（水） 午後2時から午後3時30分まで
 場 所 日進市役所本庁舎4階第2会議室
 出 席 者 昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、星野和三、林かぐみ、高平和彦、
 鈴木知代子、若松正樹、財部剛
 欠 席 者 なし
 事 務 局 金山敏和（企画部長）、石川達也（企画部次長兼企画政策課長）、
 横井健（企画政策課企画経営係長）、秋山純一（企画政策課企画経営係主事）
 説明の為に 石川雅之（市民協働課長）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）
 出席した者
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 あり（3名）
 次 第 1 開会
 2 あいさつ
 3 議題
 日進市自治基本条例の検証について
 ・他自治体との比較
 ・コミュニティの定義
 4 その他
 5 閉会
 配 付 資 料 資料1 日進市自治基本条例と他市条例の比較表
 資料2 他市自治基本条例等の見直し状況一覧
 資料3 コミュニティの定義について

| 発 言 者 | 内 容 |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | 1 開会（午後2時） |
| | 2 あいさつ |
| | 3 議題 |
| 会 長 | それでは、議題「日進市自治基本条例の検証について」、まずは他自治体との比較について担当課から説明をお願いします。 |
| 企 画 政 策 課 | （資料1、資料2に沿って説明） |
| 会 長 | 今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。 |
| 会 長 | 特に委員から質疑・意見等がないため、次にコミュニティの定義について、担当課から説明をお願いします。 |
| 企 画 政 策 課 市 民 協 働 課 | （資料3に沿って説明） |
| 会 長 | 今の担当課の説明に関して質疑・意見等がありますか。 |
| 委 員 | 資料3の9ページの表のCに分類される「連合会」や「連絡協議会」は、どの |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>ような活動をしているのでしょうか。Dに分類される組織はテーマ型コミュニティというのわかりますが、Cに分類される組織は地縁型に分類されるBの組織があるからこそ存在する組織のような印象があります。</p> |
| 市民協働課 | <p>例えば子ども会連絡協議会では、子ども会同士の交流事業など事業規模が大きく各地区の子ども会ではできないようなことを実施しています。</p> |
| 会 長 | <p>Cに分類される組織にも市からの補助金があるのでしょうか。</p> |
| 市民協働課 | <p>資料3の11ページに記載されている補助金があります。</p> |
| 会 長 | <p>Cに分類される組織の財源を教えてください。</p> |
| 市民協働課 | <p>各地区の組織からの分担金や市からの補助金があります。</p> |
| 委 員 | <p>コミュニティ推進事業補助金について、近隣市町との比較を行っていますか。</p> |
| 市民協働課 | <p>今回の議題のために近隣市町との比較は行っていませんが、定期的に比較はしています。ただ、本市所有のコミュニティセンター施設がないため、公民館などにその役割を担っていただいている分、支援を手厚くしています。</p> |
| 委 員 | <p>市から市民活動団体等への補助金の種類については、市のホームページを調べれば知ることができるのでしょうか。</p> |
| 市民協働課 | <p>各補助金の所管課が市のホームページにおいて紹介ページを作っています。</p> |
| 委 員 | <p>日進市の補助金那他市と比較して多い少ないということを知りたい時は、市のホームページを見るのが一番いいということでしょうか。</p> |
| 市民協働課 | <p>補助金の額を知りたいということでしたら、予算書を見ていただくのが一番早い方法になります。</p> |
| 会 長 | <p>情報公開請求をすれば、補助金の状況を知ることができると思いますが、情報公開請求をするまでもなく、地縁型コミュニティ、テーマ型コミュニティそれぞれにどのような補助金があるのかがわかるように一覧表を作り、公表するといいかもかもしれません。自治基本条例に、市民との協働を進めていくと規定しているのならば、どのような支援をしているのかということそれぞれの所管課に聞かなければならないということは、望ましい状況ではないと思います。一覧表を作ることで、分野ごとの補助金の比較もしやすくなり、補助金についての議論が深まるかもしれません。</p> <p>区や自治会への補助金は昔からあり、この延長として老人クラブや子ども会、PTAなどへの補助金がありました。そして、阪神淡路大震災を機にNPOなどへの補助金が広まりました。しかし、この新しい補助金の多くは競争型だと思います。つまり、AからCに分類される団体は申請すれば多くの場合、補助金の交付を受けることができるが、NPOなどについては公益性が高い事業についてのみ補助金が交付されるということになります。</p> <p>今、辞書で「コミュニティ」を調べてみたのですが、地域社会や地縁といったような意味と思想や利害が一致する団体という意味の両方があるようなので、元々、コミュニティという言葉だけで、地縁型とテーマ型の両方を説明できることになります。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | 自治基本条例第16条第1項は地縁型コミュニティについて、第2項はテーマ型コミュニティについて説明しているということでもいいでしょうか。 |
| 企画政策課 | そのとおりです。 |
| 委 員 | 第2項の中でコミュニティ活動とボランティア活動を分けて表現していますが、違いを教えてください。 |
| 企画政策課 | ボランティア活動は個人による活動が含まれますので、コミュニティ活動と分けて表現しています。 |
| 委 員 | コミュニティ活動は団体による活動、ボランティア活動は個人による活動という整理でよろしいでしょうか。 |
| 企画政策課 | 日進市自治基本条例の解説の第16条の説明の中で、「第1項及び第2項では、区や自治会といった「地縁型」のコミュニティや、NPOのような「テーマ型」のコミュニティなどによる活動のほか、個人で行うボランティア活動等により、市民が市民自治活動の推進に努めることを規定しています。」としています。団体で行うボランティアや個人で行うNPO活動などもあつたりするので、コミュニティ活動とボランティア活動の間にはっきりとした境目はありませんが、概ね解説のとおりとなります。 |
| 委 員 | それぞれの活動の違いについて理解できました。 |
| 会 長 | コミュニティ活動とボランティア活動は次元が違う活動だと思います。ボランティアは自発的に行う活動であり、個人で行う場合もありますし、団体で行う場合もあります。また、無償で行う場合もあれば、有償で行う場合もあります。NPOはNot-for-Profit Organizationの略であり、組織の事を指しています。違う次元のものをA分類、B分類とあたかも同じ次元での分類をしている書き方になっているので、条文を読んだ時に少し違和感があるのだと思います。ただ、解説の中で、団体の活動と個人の活動ということで分けて書いてあるので、条文の内容は望ましくはないが、間違った記述ではないと思います。 |
| 委 員 | コミュニティの中に、地縁型とテーマ型の両方を含めていることで、実際に問題があるのでしょうか。 |
| 市民協働課 | 先ほど市民自治活動への支援の説明をさせていただいたとおり、特に問題はありません。 |
| 会 長 | コミュニティをいわゆる地縁型の組織と考える人が、NPOなどのテーマ型も含まれていると聞くと少し違和感があるということが問題だったのですが、このことで現場が実際に困っていることはないということだと思います。今後は自治基本条例上のコミュニティには地縁型とテーマ型の両方が含まれているということを啓発していき、市民に誤解を招かないようにしていただければいいと思います。 他の自治体も日進市と同じような定義をしている自治体が多いということでしたが、そもそもコミュニティという言葉を使っていない自治体は、どのような言葉を使用しているのでしょうか。 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 画 政 策 課 | <p>たとえば、「市民組織」、「まちづくり推進組織」といった言葉を使っている自治体があります。「市民組織」は、「市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。」と定義されています。また、「まちづくり推進組織」を定義している自治体では、「自治会」という言葉も定義しています。この他には、「地域団体」と「市民活動団体等」という2つを分けて定義している自治体もあります。</p> |
| 委 員 | <p>「地域団体」と「市民活動団体等」の定義を教えてください。</p> |
| 企 画 政 策 課 | <p>「地域団体」は「地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。」と定義され、「市民活動団体等」は「本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。」と定義されています。</p> <p>また、ある自治体では組織の定義ではなく、「地域活動」、「市民活動」といったように活動そのものを定義している場合や、コミュニティという言葉を使っているが、定義していないため、どのような組織を想定しているのかわからない場合などがあります。</p> <p>このように、自治基本条例は各自治体の理念が書かれている条例なので、言葉の定義でもそれぞれの自治体の独自性があります。</p> <p>条例以外では、資料3の13ページに書いてあるように、コミュニティという言葉はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などでも、目的・関心を同じくする集団として称されていたりします。</p> |
| 会 長 | <p>日進市の自治基本条例では、コミュニティに地縁型、テーマ型それぞれの組織を一緒に定義しているので、共通したコミュニティ施策だという意識を持って、今回説明していただいた補助金について、一覧表を作ってください、それぞれの補助金間で公平性を保ち、かつそれぞれのコミュニティが連携していくようにしていただきたいです。</p> |
| 委 員 | <p>資料3の12ページにある、市民自治活動推進補助金で採択されている事業の中で、ある地域で耐震のための家具固定を推進する事業がありました。この事業はまさしく、地縁型をベースにしたテーマ型に近い活動だと思います。このように平成24年の答申当時と比べると、地縁型・テーマ型の別なく、実施事業に対する補助ができていると思うのですが、一方で、資料3の14ページの中で、「地縁型であってもテーマ型であっても、コミュニティにはそれぞれの特性がありますので」と地縁型とテーマ型は別のものととれるような書き方をしていることに違和感があります。</p> |
| 会 長 | <p>例えば、それぞれの特性に応じた支援とはどのような事があるでしょうか。</p> |
| 企 画 政 策 課 | <p>先ほどの話にもありましたように地縁型コミュニティでも資料3の12ページのDの補助金の対象となる場合があります。このため、ここでいうそれぞれの特性というのは、地縁型、テーマ型という区別ではなく、コミュニティそれぞれで特性があるので、この特性に応じた支援を行っていくということを意味してい</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | ます。 |
| 企 画 政 策 課 | コミュニティによって特性があるのは周知のことと思いますが、例えば資料3の12ページに記載されているように市民自治活動推進補助金とは別に環境基本計画市民活動推進補助金があります。この補助金は、環境に特化した活動に対する補助金になりますので、やはりコミュニティそれぞれの特性に応じた支援があるということになります。 |
| 会 長 | 様々なコミュニティが相互間で連携していくということがわかるような表現がいいかもしれません。 |
| 市 民 協 働 課 | 地縁型コミュニティのニーズ、テーマ型コミュニティのニーズに対応していくことを目指しています。先ほど話に出た耐震の事業についても、その地域にとどまらず、多くの地域・団体にも行ってほしいという意味で採択しています。 |
| 会 長 | 耐震の事業については他の地域に広がっていくといいと思います。わかりやすいように大きめに説明しますが、これまでそれぞれのコミュニティが行って情報が広がらないような状況であったが、これからはいい方法であれば、コミュニティの種別を問わず広がっていけばいいと思います。このことで、市民自治活動がグレードアップしていくと思います。 |
| 会 長 | 本日の議題全体を通して何かあればお願いします。 |
| 委 員 | 他自治体との比較で日進市は危機管理に関する条項がないとのことでしたが、次回はどのような事を議論していくのでしょうか。 |
| 企 画 政 策 課 | 第3期の答申をいただいた時に、当時は東日本大震災があったため、危機管理条項を追加するかどうかの議論をしました。ただ、ちょうど愛知県の地域防災計画の見直しを行っていたため、結論には達しなかった経緯があります。このため、次回の自治推進委員会の中で、危機管理条項について追加するか、このままとするかの議論をしていただきたいと考えています。例えば、資料2にあるように美唄市では東日本大震災や福島原発事故を受けて、安全・安心の確保という条項の表現を一部改正しています。本市の場合は前文や第6条の平和的生存権の中で危機管理に対応する内容を担保できていると考えていますが、足りないと判断されれば条例改正になってくると考えています。このような議論を次回の自治推進委員会でしていただきたいと思います。 |
| 会 長 | 前回の答申を作っていく中で、本市と他自治体の自治基本条例を比較していき、追加するとしたらどの条項かというようなふるいをかけた時に残ったのが、危機管理条項だったわけです。 |
| 委 員 | 資料2の3と6が本市該当なしとなっているが、これはどういう意味でしょうか。 |
| 企 画 政 策 課 | 病院や下水道などの事業を一つの公営企業として取り扱う場合があります。本市の場合は市営の病院はなく、下水道は特別会計の中で取り扱っていますので、本市は該当しないということです。また、本市の自治基本条例では、市の執行機関という言葉を使っていますが、条例の中で定義しておらず、日進市の自治基本 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 条例の解説の中で説明をしています。 |
| 会 長 | それでは、コミュニティの定義について、特に見直しの必要なしとしてよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | (異議なし) |
| 会 長 | それでは、コミュニティの定義については、特に見直しの必要なしとします。今後は縦割りのコミュニティ支援ではなく、横のつながりを意識したコミュニティ支援のあり方を検討していただきたいです。 |
| | 4 その他 |
| 事 務 局 | (次回開催予定を説明) |
| 委 員 | 日進市自治基本条例の認知度について、平成20年度の21.3%から、平成26年度では6.4%まで落ちています。平成26年度から認知度が上がっているとは考えにくいです。あまりにも低い認知度をどのようにしたら上げていくことができるかについては是非議論してほしいです。 |
| 会 長 | 平成28年度の認知度についても近いうちに結果がでますので、この結果を踏まえて議論していければと思います。 |
| 委 員 | 第4期第8回の資料3の4ページに平成28年度の周知啓発(予定)として9項目挙げています。ここに挙げている9項目についてはどうなりましたでしょうか。 |
| 企 画 政 策 課 | 3つ目にあげている窓口用封筒への掲載については既に実施済みです。また、この9項目以外にも印刷費などの費用がかからないような啓発でしたら追加で行うことは可能です。 |
| 委 員 | 第4期第8回の委員会の中で会長から、自治基本条例の啓発を単独で行うのではなく、他の事業とセットで行う方が効果的であるという話がありましたので、この具体的な内容について議論ができればと考えます。 |
| 会 長 | 今年度中に一度、自治基本条例の啓発について議題がありますので、この中で議論していきたいと思います。 |
| 事 務 局 | 9 閉会(午後3時30分) |